

地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿
 区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に教育振興基本計画が策定され、社会全体で教育の向上に取り組む方向性が示された。 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比しトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部地域に不足が生じている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 平成12年9月に文部省(現：文部科学省)が策定した「スポーツ振興基本計画」により、平成22年までに各区市町村に総合型地域スポーツクラブを1つ以上育成することとなった。江東区では初めての地域スポーツクラブを平成21年2月に深川第七中学校区域に、2番目を平成23年2月に東陽・木場地域に設立した。また、平成23年に新たにスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。平成24年には文部科学省が本基本法に基づくスポーツ基本計画を策定し、今後わが国のスポーツ政策の具体的な方向性が示された。 平成20年の図書館法の改正により、社会教育における調査、研究及び学習した成果を活用する機会の提供が求められている。 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、区においても、「江東区子ども読書活動推進計画」を平成23年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設のさらなる効率的な活用が求められる。臨海部地域の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が必要である。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 今後の地域スポーツクラブの設立については、地域のニーズを聞きながら、区として設立の支援を行う。 図書館ボランティアの活用拡大や、関連施設等との連携による読書活動の推進が求められる。 区民や地域団体等が、調査、研究、学習した成果を發揮できる機会の創出が求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を実践する世代が就学前のこどもから高齢者まで幅広く、学習メニューの要望も多種多様となっている。 65歳を迎えた団塊世代は生涯学習を通じた地域社会とのかわりを求めている。 区営スポーツ施設では利用者ニーズの把握に努め、そのニーズにあった各種教室・講座を実施してきた。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 こどもの読書環境と学校図書館の充実のため、読書活動推進について区立図書館との連携強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を通して習得したものを地域社会活動に活かせる仕組みづくりや、区民ニーズに対応した多様な生涯学習メニューの提供等、生涯学習環境に対する継続的な支援が求められる。 スポーツ活動では、今後も多種多様なニーズを把握することが必要になるが、教室数を増やすことには限界がきているので、民間スポーツ施設との棲み分けを検討する必要がある。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、より一層利便性の向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場や機会の拡大を図るとともに、学校図書館と区立図書館との連携を強化し、資料の有効活用を図っていく必要がある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
63 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	18.7	17.5	18.8				25	文化 観光課
64 図書館の登録利用者数（年間）	人	88,784 (20年度)	97,087	95,657				92,000	江東 図書館
65 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,122 (20年度)	4,614	4,624				4,500	江東 図書館
66 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	14.2	13.0	14.3				20	文化 観光課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	6,006,050千円	5,520,688千円	6,919,769千円	0千円
事業費	5,270,998千円	4,837,116千円	6,221,612千円	
人件費	735,052千円	683,572千円	698,157千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総合的な文化振興に係る基本方針(計画)が、まだ、策定されていない。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいるため、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。

区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が見られる。また、退職を迎えた団塊の世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。

図書館の利用者、貸出数等は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。

対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。

地域スポーツクラブはtoto助成金「自立支援事業」により活動を続けている。この事業では、人件費が8年間、事業費が5年間の助成となるが、助成終了後の運営については、助成金以外の収入の確保が必要となる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

文化に関する基本方針については、平成24年度中に策定する。民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設先押さえに加えて、新たな支援策を実施する。学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにも繋げていく仕組みとして、リバーガイドや英語解説ボランティアなど先駆的な取り組みを進めているが、今後、退職後の団塊の世代等の知識・経験を活かしたメニューを創っていく必要がある。

「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティア参加希望者や学校司書等の活用を図りながら、学校や子育て施設、高齢者施設等の関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。

地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館をめざす。区民との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステム等による総合的、体系的なサービス向上を図る。

多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる資料管理に取り組む。

地域スポーツクラブは一定期間toto助成金を受けられるため、会費を安く設定できている。助成金終了後は会費収入を中心にした自主財源で運営しなければならないため、区として補助金等の助成について検討する必要がある。区として、スポーツ施設指定管理者、体育協会、スポーツ推進委員、各競技団体等と相互に連携を図りながら、スポーツの多様なニーズに応えていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 18

地域で参加・還元できる生涯
学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、
地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、区が取り組むべき範囲について再整理し、区としての基本的な考え方をまとめる。【地域振興部】
・区と民間カルチャーセンター・民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を検討する。【地域振興部】
・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。【地域振興部】

【平成23年度】

・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、区が取り組むべき範囲について再整理し、区としての基本的な考え方をまとめる。【地域振興部】
・区と民間カルチャーセンター・民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を検討する。【地域振興部】
・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
生涯学習の分野における区民ニーズの把握及び区が取り組むべき範囲について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・講座受講生や区民まつり参加者を対象にアンケート調査を実施し、区民ニーズの把握に努めている。 ・講座等の生涯学習事業の企画に当たっては、区民のニーズに応えるとともに、民間では実施が困難なものの増設に努めている。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
区と民間事業者との役割分担及び協働・連携について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題対応型の講座等、民間では実施が困難な講座の増設に努めている。 ・芭蕉記念館と読売文化センターが協働で講座を実施している。 ・健康スポーツ公社へ区民体育大会事業の運営の一部を委託する。平成23年度は、屋内11種目を委託し、運営の効率化を図る。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		区民体育大会事業
団塊世代の区民が自らの知識・経験を地域で活かせる仕組みについて		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・区と文化コミュニティ財団で連携して、観光ボランティア養成講座卒業生が地域で活動する仕組みを構築した。 ・講師希望者を区民から公募することで、区民の経験・知識を活かせるとともに、区民に低廉な料金で学ぶ機会を提供する「区民企画講座」を平成23年度から開始した。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
読書活動の推進について		
取 り 組 み	ボランティアを活用したこどもの読書活動の推進を図るため、「図書館読書活動推進事業」を新設した。地域協働による図書館運営を目指している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	図書館読書活動推進事業	図書館管理運営事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

男女平等意識の向上	学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。
性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。
異性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・(H19.4)改正男女雇用機会均等法施行 ・(H19.7)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正(H13.10制定、H16.6改正) ・H20年が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」元年と位置づけられる。 ・(H21.4)次世代育成支援対策推進法改正 ・(H22.12)国による第三次男女共同参画基本計画の策定 ・(H23.3)江東区男女共同参画KOTOプラン策定 ・(H24.3)東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・成果主義の進展、パート・派遣労働者等の非正規雇用の増大等、雇用環境の変化がさらに進む。人口減少時代における社会全体の労働力不足等から、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められる。 ・女性に対する暴力の防止に向けた法整備が進められていることから地方自治体による暴力防止施策の推進、配偶者暴力相談支援センター整備等の被害者支援が求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位の平等感について、前回調査(平成12年)から比べて、家庭生活や地域社会など全体的に若干の改善傾向にあるが、依然として5割以上の方が男性優遇と考えており、女性だけで見ると6割弱となっている。 ・固定的な性別役割分業意識()について、肯定的な回答は女性34.9%、男性49.1%で、男女間の意識に差があり、依然として男性の意識が高い状況である。 ・区の政策などの意思決定の場に、もっと女性の参画が進むことを望むとする意見が全体の8割となっている。 ・仕事と仕事以外の時間的バランスの希望と現実には差がある。 ・東日本大震災の経験を経て、防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっている。 <p>固定的な性別役割分業意識：昔からある考え方で「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢の時代を迎え、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図れる環境整備が求められる。 ・団塊の世代が65歳を迎えつつある中で、男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。 ・更に男女双方の視点に立った政策が求められる。特に東日本震災後は、復興計画などにおいてそれが顕著となってくる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
67 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	16.7	20.1	20.3				40	男女共同 参画推進 センター
68 区の審議会等への女性の参画率	%	29.3 (20年度)	29.5	30.1				40	男女共同 参画推進 センター
69 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	25.2	26.5	28.0				38	男女共同 参画推進 センター
70 DV相談件数	件	1,146 (20年度)	1,773	2,067				-	男女共同 参画推進 センター

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	192,904千円	157,284千円	180,275千円	0千円
事業費	177,981千円	141,458千円	163,225千円	
人件費	14,923千円	15,826千円	17,050千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、情報紙「江東の女性」を発行し全戸配布を行っているが、情報紙の認知度は低い。男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動を展開させるため、その基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついていない。DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を専門相談員2名を配置して実施しているが、DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により多岐に渡る相談があり、複雑化した相談への対応が困難な場合がある。情報紙において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の記事を掲載するなど、広く啓発を図っているが、H21年に実施した意識実態調査の結果から、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度は全体の5割弱であるものの、実際に取り組んでいる企業は少ない。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

情報紙について編集ノウハウのある区民等の参画や審議会での意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図るほか、配布方法を含めた区民への周知方法の改善を図り、認知度の向上を図る。パルカレッジ修了生がパルカレッジ等の講座企画や情報紙の編集に参画できるような仕組みづくり等フォローアップを行う。複雑化するDV等の相談に対応できるよう相談体制を確保するため、各関係所管との連携強化を図る。ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、企業に対する支援施策を検討する。第5次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 19 男女共同参画社会の実現

主管部長(課) 総務部長(男女共同参画推進センター)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・啓発事業について、目的・効果を精査した上で、整理・見直しを検討する。【総務部】
- ・特に、情報誌及び男女共同参画センターにおける各種事業については、男女共同参画に関する効果的な啓発を行う内容となるよう見直しを検討する。【総務部】
- ・こどもに対する人権教育の充実を検討する。【総務部】

【平成23年度】

- ・啓発事業について、目的・効果を精査した上で、更なる整理・見直しを検討する。【総務部】
- ・特に、情報誌及び男女共同参画センターにおける各種事業については、男女共同参画に関する効果的な啓発を行う内容となるよう引き続き見直しを検討する。【総務部】
- ・こどもに対する人権教育の充実を検討する。【総務部】

これまでの取り組み状況		
啓発事業について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の根幹である情報紙「江東の女性」については、区民の興味を惹きつける魅力ある記事・紙面構成とするなど、一層の内容充実に向け努力してきた。 ・ワーク・ライフ・バランスについての普及啓発のため24年度中に中小企業向けのパンフレットを作成・配布する。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	
情報誌及び男女共同参画推進センターの各種事業について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター事業については、センター運営が23年度より指定管理から区直営となり、カルチャー色の強い講座の廃止など既存事業の見直しを行い、より一層の男女共同参画に重点を置いた事業展開を図ってきている。また、24年度からパルカレッジ事業について男女別コースを見直し、火曜・土曜コースとし、両コースとも男女が参加できるよう改めた。さらに、パルカレッジ修了生等がセンター事業(講座企画など)に参画できるような仕組みづくりなど修了後のフォロー体制を充実し、実効性の高い地域リーダー育成を図ってきている。 ・DV防止法上努力義務となっている配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けて、専門相談員の増員等の相談機能の強化の検討など、支援センターとしての体制固めについて、各関係部署と協議をしてきた。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	男女共同参画学習事業	パルカレッジ事業
こどもに対する人権教育について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止など差別のない社会づくりには、子どもの頃からの教育が重要であることから、デートDV(交際相手からの暴力)防止のための出前講座の実施(24年度実施予定)等、教育委員会と連携を図りながら、子どもへの人権教育を進めてきた。 ・江東地区の人権擁護委員が主体となり、区内の小中高校において、「人権教室」、「人権の花運動」、「人権メッセージ」、「人権作文」等を実施した。また、江東区民まつり「人権ふれあいランド」の会場において、人権啓発のためのパネル展示や人権クイズ、ぬりえ等の催しを行った。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】